

令和 2 年 5 月 25 日

【 第 3 訂 版 】

## 新しい生活様式に基づく新潟市社会教育施設等の 施設管理ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と施設の開館の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、社会教育施設等の管理に係る基本的な考え方を示すものである。

なお、状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しなどを行う。

### 1 基本的な感染症対策の実施

#### □感染予防、感染拡大を防ぐ

- ・手指の消毒液を設置する。

(施設にあわせ、施設入り口あるいは受付窓口に設置する)

- ・施設の消毒を適宜行う。

(1日1回を目途に、できるだけ土日も実施することが望ましいが、  
回数や範囲は各施設の日常清掃の範囲で)

- ・国等が示した感染予防ポスターを掲示スペースやトイレに貼る。
- ・各施設の実情に合わせて、利用者が活動を始める前に3つの密を防ぐ対策を講ずるよう周知する。

(対策例)

放送設備のある施設は各コマの開始時間にあわせて、対人距離を取ることや換気をすることを放送する。

部屋の貸し出しの際にチラシで案内するなど、3つの密を防ぐことを案内する。

- ・施設職員は各自で検温するなど健康状態を確認し、体調不良の時は出勤しない。
- ・施設職員(受託業者も含む)のマスク着用と、こまめな手洗いを徹底する。  
なお、マスクは各自で用意する。
- ・受付時に、利用者の体調不良や感染症対策について確認する。  
原則、利用者があらかじめ自宅で検温してくることとし、施設管理者が利用者に個別に実施しない。
- ・必要に応じ、活動の様子を確認する。
- ・利用者には部屋の鍵、利用報告書ともにチェックリストを利用者に渡し、感染症対策チェックリストの記載を依頼する。
- ・チェックリストと参加者名簿は利用者が2週間保管する。(提出不要)

#### □集団感染リスクが高い下記の活動は、十分に対策をとるよう指示をする。

- ・専ら運動することを目的とした活動
- ・調理、会食を伴う活動
- ・密接が避けられない活動 囲碁、将棋、麻雀 など

密集を回避する対策をとる

- ・申し込み受付時には利用者数と活動場所の内容を確認し、密集や密閉が起きない部屋を貸し出す。
- ・フリースペース、学習室は対人距離を確保した椅子の配置とする。

密接を回避する対策をとる

- ・窓口にアクリル板やビニールカーテン等を設置する。
- ・部屋の鍵や書類等を渡す時は、直接手が触れ合わないようトレイを使用するなどの配慮をする。

密閉を回避する対策をとる

- ・施設内の換気を徹底する。

## 2 一部貸室の利用の中止について

換気ができない部屋は貸し出さない。

注) ・外窓や排煙窓がある場合は換気ができるとして利用は可能

- ・常時運転の空調設備の場合は、各施設によって状況が異なるため、保健所に確認する。

宿泊として利用できる貸室の利用は中止

## 3 文化施設に準じて、以下の活動の自粛をお願いする

大きな声を出すことや歌うこと

(例) 合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲 など

#### 4 本ガイドライン対象施設（教育委員会所管施設）

対象施設名	問い合わせ先
クロスパルにいがた	クロスパルにいがた（生涯学習センター） 025-224-2088
公民館（42館）	中央公民館 025-224-2088
ゆいぽーと （芸術創造村・国際青少年センター）	ゆいぽーと（芸術創造村・国際青少年センター） 025-201-7530
オール （若者支援センター）	オール（若者支援センター） 025-247-6781
白根学習館	白根地区公民館 025-372-5533
西川学習館	西川地区公民館 0256-88-2334
西川多目的ホール	西川図書館 0256-88-0001
入徳館野外研修場	巻地区公民館 0256-72-3329

#### 5 適用期間

本ガイドラインの適用は令和2年6月1日（月）から当面の間とし、状況の変化があった場合には見直します。